

ますだ暮らし定着支援事業助成金申請受付中！

安定したますだ暮らしの実現、益田市への定着を図ることを目的として、益田市内の事業所等に新規就業するUIターン者、新規学卒者に対して助成金を交付します。

◆対象者

UIターン者

- 益田市外に3年以上居住した後、益田市に転入し、転入後1年以内に益田市内の事業所等に新規就業した方（自営業、農林水産業含む）

新規学卒者

- 学校等を卒業し、卒業した日から1年以内に益田市内の事業所等に新規就業した方（自営業、農林水産業含む）

UIターン者・新規学卒者共通

- 益田市に住民登録をしている ○継続して5年以上、益田市に居住する意思がある
- 就業先の事業所等に、継続して1年以上勤務する意思がある

※以下に該当する方は交付対象外です。

- ・わくわく益田生活実現支援事業移住支援金の交付を受けている
- ・過去に、UIターン者応援事業補助金、UIターン者定住奨励金、新卒者就労奨励金の交付を受けている
- ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者
- ・児童生徒、学生 ・益田市税を滞納している ・益田市職員 など

◆助成金額 …… 基本額：20,000円

若者加算（申請時に39歳以下）：8,000円

企業就職加算（UIターン者サポート宣言企業に就業）：8,000円

◆申請期限 …… 就業した日から6カ月以内

詳しくは問い合わせください。



申請に必要な様式は、市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ▶

【問い合わせ先】市連携のまちづくり推進課 ☎ 31-0173

令和6年度

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

今年度の納期限は次のとおりです。税目ごとの納期限をお間違いのないようにお確かめください。

	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)	後期高齢者医療 保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
4月						
5月		1期 5/31	1期 5/31			
6月	1期 7/1			1期 7/1		1期 7/1
7月		2期 7/31		2期 7/31	1期 7/31	2期 7/31
8月	2期 9/2			3期 9/2	2期 9/2	3期 9/2
9月				4期 9/30	3期 9/30	4期 9/30
10月	3期 10/31			5期 10/31	4期 10/31	5期 10/31
11月				6期 12/2	5期 12/2	6期 12/2
12月		3期 1/6		7期 1/6	6期 1/6	7期 1/6
1月	4期 1/31			8期 1/31	7期 1/31	8期 1/31
2月		4期 2/28		9期 2/28	8期 2/28	9期 2/28
3月				10期 3/31	9期 3/31	10期 3/31

～・～・～市税等の納付には、手続きが簡単で便利な口座振替をご利用ください。～・～・～

◎口座振替についての詳細は

市税務課市民税係 ☎31-0608 / 市保険課保険係 ☎31-0212 / 市保険課保健・年金係 ☎31-0215 / 市高齢者福祉課介護給付係 ☎31-0682

◎納付に関するご相談は

市税務課収納対策室 ☎31-0611 / 市保険課保険係 ☎31-0212 / 市保険課保健・年金係 ☎31-0215 / 市高齢者福祉課介護給付係 ☎31-0682